

陸上自衛隊西部方面隊と九州地方知事会との
相互協力に関する協定

陸上自衛隊西部方面隊

九州地方知事会

陸上自衛隊西部方面隊（以下「甲」という。）と九州地方知事会（以下「乙」という。）は、次のとおり相互協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害等が発生した場合において、甲及び乙が相互に協力して迅速、かつ円滑な対応に資することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

（1）「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定するものをいう。

（2）「施設等」とは、乙の構成県の公有財産である施設及び土地をいう。

（3）「被災地応援」とは、知事会が被災県に対して行う活動であり、具体的には職員の派遣、生活必需品等の提供、避難施設及び住宅の提供、緊急輸送路及び輸送手段の確保、医療支援、物資集積拠点の確保、災害廃棄物の処理支援及びその他応援のため必要な活動をいう。

（4）「研究会等」とは、本協定に定めた内容が円滑に行い得ることを確認するとともに、実効性を向上させるために実施する活動をいう。

（適用条件）

第3条 災害が発生した場合において、乙の構成県が甲に対して自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項に基づく災害派遣の要請をし、甲がこれを受理したときに本協定を適用する。

2 前項のほか、甲及び乙の協議により相互に協力する必要があると認められる場合に本協定を適用する。

（被災地応援の輸送に関する協力）

第4条 甲は、乙から被災地応援のうち、職員の派遣、生活必需品等の提供及び医療支援に関する輸送について要請があった場合は、これに協力する。ただし、甲が行う活動に支障がない範囲とする。

2 前項の輸送要請は、自衛隊以外に代替となる輸送手段の確保が難しい場合に行う。

（施設等の利用に関する協力）

第5条 乙は、甲から施設等の利用について要請があった場合は、これに協力する。ただし、乙が行う活動に支障がない範囲とする。

2 甲が施設等を利用する期間は、撤収要請までの間とし、撤収の際は、甲は原状回復を行う。

（連携強化の取組に関する協力）

第6条 甲及び乙は、適用条件に該当する災害等が発生した場合の備えとして、平素から協力して研究会等を行い、協力活動の実効性を向上させ、連携の強化を図る。

2 研究会等について、甲及び乙それぞれに発生した費用については、原則としてそれぞれが自ら負担する。

（情報管理の徹底）

第7条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た情報については、公知の情報を除き、第1条に規定する目的以外に利用してはならない。

（賠償責任）

第8条 甲及び乙は、故意又は過失により相手方に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する責任を負う。

（有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。なお、期間満了の日から1か月前までに甲及び乙が協議して双方異議のない場合は、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力が存続するものとし、以後、期間満了のときも同様とする。

（対応窓口）

第10条 本協定の履行に関する対応窓口は、次に定めるとおりとし、甲及び乙双方、事前に事務担当者名簿を作成して共有する。

甲：陸上自衛隊西部方面総監部 装備部

乙：九州地方知事会 九州・山口9県被災地支援対策本部

（雑則）

第11条 本協定の締結を証するため、甲及び乙それぞれが署名のうえ、各1通を保管する。

2 本協定について定めのない事項又は疑義が生じた際は、その都度、甲及び乙の間で協議して定める。

平成30年5月22日

甲： 陸上自衛隊西部方面隊

西部方面総監 陸将

乙： 九州地方知事会

会長 大分県知事